

静岡県公安委員会規則第5号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月14日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
裾野警察署	(略)			裾野警察署	(略)		
	深良交番	裾野市深良215番地の14	(略)		深良交番	裾野市深良2372番地の11	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
静岡南警察署	(略)			静岡南警察署	(略)		
	高松交番	静岡市駿河区高松1823番地の1	静岡市駿河区のうち大谷、大谷一・二・三丁目、恩田原、片山、敷地一・二丁目、下島、高松、高松一・二丁目、西大谷、水上、宮川、宮竹一・二丁目		高松交番	静岡市駿河区高松1823番地の1	静岡市駿河区のうち青沢、安居、大谷、大谷一・二・三丁目、恩田原、片山、敷地一・二丁目、下島、高松、高松一・二丁目、 <u>中平松</u> 、西大谷、 <u>西平松</u> 、 <u>根古屋</u> 、古宿、水上、宮川、宮竹一・二丁目
	(略)				(略)		
	八幡交番	(略)			八幡交番	(略)	
久能警察官駐在所	静岡市駿河区根古屋1番地	静岡市駿河区のうち青沢、安居、 <u>中平松</u> 、 <u>西平松</u> 、 <u>根古屋</u> 、古宿	(略)				
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年3月21日から施行する。ただし、別表静岡南警察署の項の改正は、令和7年4月1

日から施行する。